

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会
新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則

2019年9月29日制定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱（以下、要綱という）を施行するにあたり、専門医の認定に関する要綱第5条の6の運用に必要な細則をここに定める。

第1章 申請手続き

（研修修了期日）

第1条 要綱第17条で定める専門医認定審査申請の資格のうち家庭医療専門研修修了登録については、審査を受ける年の3月末日までに研修を修了したものを対象とする。

（認定審査の告示）

第2条 専門医制度認定委員会は、専門医の認定審査を開始する3ヶ月前までに、申請受付期間、試験実施日を告示する。

（認定審査料）

第3条 専門医認定審査料は50,000円とする。

2 一度払い込まれた専門医認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

（認定審査申請書類）

第4条 専門医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医制度認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定審査申請書（様式新専認-1）
- (2) 家庭医療専門研修修了者は修了証の写し、修了見込み者は家庭医療専門研修修了見込証明書（様式新専認-2）
- (3) ポートフォリオ（様式新専認-3）
- (4) 専門医認定審査料を払い込んだ記録

第2章 審査と登録

（ポートフォリオ）

第5条 ここでいうポートフォリオとは、家庭医療専門医に求められる臨床能力を示す

事例を集めたものである。前条の(3)に定めるポートフォリオには次のことを記述する必要がある。

- (1) その事例を選んだ理由と実践した具体的内容
 - (2) 今後の学習課題の設定を中心とした省察とその根拠
- 2 報告する事例は家庭医療専門医を特徴づける 20 領域について各 1 事例とする。領域は別表に示す。
- 3 ポートフォリオのルーブリックは別に定める。

(試験)

第 6 条 臨床能力評価試験(Clinical Skills Assessment)、筆記試験および提出されたポートフォリオに関する口頭試問を行い、家庭医の現場を反映した臨床的問題解決能力を評価する。

(合格基準)

第 7 条 ポートフォリオの合格基準と試験の合格基準に合致するものを合格とし、合否の結果を申請者に通知する。合格基準は専門医制度認定委員会で定める。

(登録申請)

第 8 条 認定審査に合格した者の認定手続きにあたっては、次のものを理事長に提出しなければならない。

- (1) 専門医登録申請書(様式新専認-5)
 - (2) 専門医登録料を払い込んだ記録
- 2 登録料は 10,000 円とする。
- 3 一度払い込まれた登録料は返却しない。

(認定証)

第 9 条 認定証には次の事項を記載する。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 証文
- (5) 認定年月日
- (6) 認定有効期間
- (7) 理事長の氏名、公印

第 3 章 認定の更新

(申請受付期間および告知)

第10条 専門医の認定の更新審査の申請受付期間は原則として毎年2月1日から3月31日までとする。ただし特別な事情がある場合は専門医制度認定委員会によって変更できる。

2 前項の申請の受付期間は、その受付開始日の2ヶ月以上前に更新対象者に書面をもって通知する。

(更新審査料)

第11条 専門医認定更新審査料は30,000円とする。

2 一度払い込まれた専門医認定更新審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定更新の申請)

第12条 専門医の認定の更新審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医制度認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定更新審査申請書(様式新専認-6)
- (2) 認定期間中の経歴書(様式新専認-7)
- (3) 認定期間中に作成したポートフォリオ(様式新専認-8)
- (4) 認定期間中に取得した生涯教育単位報告書(様式新専認-10、11および12)
- (5) 認定更新のための試験での合格証明書
- (6) 専門医認定更新審査料を払い込んだ記録

2 前項(3)のポートフォリオの内容は第5条に準ずる。専門医の更新では、以下の6領域より5領域以上を選択し、全体で6症例(事例)の報告書の提出を必要とする。ただし、「地域保健福祉活動または医療者教育実践事例」は必須とする。

外来成人長期(5ヶ月以上)観察例

外来成人救急症例

外来成人メンタルヘルス例

外来小児・思春期症例

定期訪問診療または往診症例、あるいは在宅連携症例

地域保健福祉活動または医療者教育実践事例

3 第1項(4)の取得単位は生涯学習、研究、活動に関する下表の項目1から8の合計で50単位以上とする。その内、項目1と2-1,2-2の合計で10単位以上を必須とする。ただし項目3,5,6,7,8,9は上限を下表備考の通りとする。

下表の項目1および2-1は、学会事務局に登録されている単位(※1)を、生涯教育単位報告書に印字して通知する。項目2-2から8は、更新申請時に自己申告とする。

項目		生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等	※2	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E-learning (生涯教育 WEB 講座)	※3	
3	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会・生涯教育セミナー等	※4	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラムコード数を認定 ※5	上限 20 単位で、同一カリキュラムコードにおける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動 (執筆を含む)	※7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習 (3 段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位 (1 学習サイクルあたり) ※8	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning による自己学習	1 モジュールあたり 0.5 単位	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単位、MCQ1 問につき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ評価またはポートフォリオ口頭試問の評価担当 1 回でそれぞれ 3 単位	上限なし

- ※1 年次学術集会、春季・秋季生涯教育セミナー、若手医師のための家庭医療学冬期セミナー、専門医部会フォーラム等への参加単位。
- ※2 0.5時間を0.5単位として認定する。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会およびプロジェクトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※3 E-Learningについては本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1時間を0.5単位として、認定する。
- ※4 0.5時間を0.5単位としてブロック支部長からの申請を受け、専門医制度認定委員会が認定する。ただし、1日および半日での単位取得の上限はそれぞれ5単位および3単位とする。
- ※5 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位とする。
- ※6 以下の場合に単位を付与する
 - (1) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者および家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - (2) 大学および都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して3単位/年
 - (3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※7 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍（翻訳書を含む）のみを対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- ※8 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の0.5ポイントを0.2単位として認定する。

(更新審査の合格基準)

第13条 認定の更新審査の合格基準は専門医制度認定委員会で定める。

(被災による認定期間の延長)

第13条の2 要綱第22条第3項により認定期間の延長を希望する者は、本則第10条第2項の通知があつてから、更新審査の申請受付期間開始日より14日以内に、被災による家庭医療専門医認定期間延長申請書（様式新専認-15）により申請しなければならない。ただし、この期限後、更新審査の申請受付終了日までに発生した災害の場合は、専門医制度認定委員会が改めて延長申請の期限を定めて告示する。

2 前項の申請があったときは、専門医制度認定委員会は速やかに審査し、延長の可否を決定して申請者に通知する。

3 認定期間の延長が可となったときは、理事長は認定期間延長証明書を交付する。

(更新の保留)

第 14 条 次の場合は、専門医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。

- (1) 更新審査の申請期日までに第 12 条第 2 項または第 3 項を満たせないとき。期間は 1 年間のみとする。
- (2) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在在期間を限度として 3 年間までとする。
- (3) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として 3 年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医制度認定委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。
- (4) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。

2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した専門医認定更新保留申請書（様式新専認-13）を更新審査の申請受付期間内に専門医制度認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。

3 第 1 項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を 3 年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が 2 年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。

4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第 27 条により専門医の認定を取り消す。

(欠格期間)

第 15 条 要綱第 27 条第 1 項の(5)により専門医の認定を取消されたときは、専門医制度認定委員会は新たに専門医の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。

(異議申し立て)

第 16 条 専門医の認定、認定の更新もしくは更新の保留が認められなかったとき、また

は専門医の認定が取消されたときは、様式新専認-16 によって理事長に異議を申し立てることができる。

2 前項の申立てを受けたとき専門医制度認定委員会は再審議し、理事会に諮った上で、理事長は結果を通知しなければならない。

(改定)

第 17 条 この細則は、専門医制度運営会議が発議し理事会の議決を経て改定できる。

第 5 条第 2 項別表 (ポートフォリオの領域)

ポートフォリオの 20 領域

1. 未分化な健康問題
2. 予防医療と健康増進 (個人) (行動変容含む)
3. 慢性疾患のケア (行動変容含む)
4. 長期的な全人的関係 (longitudinality) に基づくケア
5. 患者中心の医療 (生物心理社会モデルを含む)
6. 家族志向のケア
7. 地域志向のプライマリ・ケアと住民の健康 (集団)
8. 障害とリハビリテーション
9. 臨床における教育と育成 (同僚や後進の育成)
10. EBM の実践
11. チーム医療・ケアの調整や移行
12. 組織運営能力とシステムに基づく診療
13. 継続的な診療の質向上と患者安全の担保
14. 脆弱な集団のケアとアドボカシー、SDH とアクセス
15. 医療者自身のケア (ウェルネス/ワークライフバランス)

以下 5 領域はどちらかを選択

16. 複雑困難事例のケア または 統合されたケア
17. 高いプロフェッショナリズムに基づく行動 または 倫理的に困難な意思決定を伴う事例のケア
18. セクシャルヘルス/性を考慮したケア または 思春期のケア
19. 高齢者のケア または 多疾患並存
20. 緩和ケア または 人生の最後におけるケア

附則

(施行期日)

第1条 この細則は2019年9月29日から施行する。

様式新専認-1 家庭医療専門医認定審査申請書

様式新専認-2 研修修了見込証明書

様式新専認-3 ポートフォリオ（専門医認定審査用）

欠番

様式新専認-5 家庭医療専門医登録申請書

様式新専認-6 家庭医療専門医認定更新審査申請書

様式新専認-7 経歴書（専門医認定更新審査用）

様式新専認-8 ポートフォリオ（専門医認定更新審査用）

欠番

様式新専認-10 生涯教育単位報告書（専門医認定更新審査用）

様式新専認-11 教育関連単位申請書（専門医認定更新審査用）

様式新専認-12 日本医師会生涯教育関連単位申請書（専門医認定更新審査用）

様式新専認-13 家庭医療専門医認定更新保留申請書

欠番

様式新専認-15 被災による家庭医療専門医認定期間延長申請書

様式新専認-16 家庭医療専門医認定に関する異議申立書